

# 特集・くらしの案内版



市役所では...

## 笑顔で応対「はいっ！」です

までの間は、かかられた保険医療費の自己負担額を市が負担いたします。  
ゼロ歳児から高等学校などまでのお子さんは、一ヶ月一医療機関二百円の個人負担で医療が受けられます。

乳幼児すこやか子育て医療とは？  
ゼロ歳児から高等学校などまでのお子さんは、一ヶ月一医療機関二百円の個人負担で医療が受けられます。

障害のある方の医療は？

身体障害者手帳1～4級、または養育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者で、所得が一定基準以下の方については、かかる保険医療費の自己負担額を市が負担する制度があります。

その他の制度は？

このほか、父子家庭や母子家庭への奨学金制度や母子家庭の母に自動車運転免許の取得にかかる教習費の一部を助成する母子家庭自動車運転免許取得助成事業があります。

さらに、母子家庭や寡婦の方の自立支援のために無利子、低利子で資金の貸し付けを行っています。貸付資金の種類は、事業の開始や継続、技能習得や就学・就職の支度、修学、修業、生活、住宅、転居、児童の扶養、結婚のほか医療介護などの資金です。

保育所や子育て支援は？

踊本庁福祉事務所 68-0000  
7、各支所健康福祉課

保育所は、児童福祉法に基づき、保護者が仕事などにより家庭で保育を出来ない児童を保護者に代わって保育をするところです。保育時間は、平日午前八時半から午後四時半、土曜日が午前八時半から正午までです。

また、延長保育時間としては、平日が午前七時半から八時半、午後四時半から七時まで、土曜日が午前八時半、正午から午後一時半までとなっています。延長保育の実施方法については、各保育所によって異なりますので、福祉事務所または最寄りの保育所にお問い合わせください。平成十八年度からそれぞれ一回につき一百円の負担が必要です。

保育料は、児童の年齢と世帯の所得の状況により決定されます。

子育てサポート派遣事業

踊本庁福祉事務所児童福祉係 68-0007、各支所健康福祉課

午前八時半から正午までです。午後四時半から八時半、正午が午前八時半から八時半、正午から午後一時半までとなっています。延長保育の実施方法については、各保育所によって異なりますので、福祉事務所または最寄りの保育所にお問い合わせください。平成十八年度からそれぞれ一回につき一百円の負担が必要です。

妊娠婦期から義務教育終了

派遣は平日の一日につき四時間、一週につき六日、延べ十八時間を超えない範囲で実施

までの子育て家庭で、育児疲れや子育てなどが困難な家庭に派遣して子どもの世話や家事などの必要な支援を行うものです。

市役所本庁 TEL:(0771)-68-0001  
園部支所 TEL:(0771)-68-0010  
FAX:(0771)-68-0653

満五歳に達する日の前月まで額第一子に三千円、第二子に四千円、第三子以降に六千円支給する制度です。

専門的育児支援事業

踊本庁健康課健康推進係 68-0006、各支所健康福祉課

定期的な支援を行います。健診などで心身の発達に専門的な援助が定期的に必要と判断された親子に診察や相談などの定期的な支援を行います。

士のコミュニケーションの場をする制度です。

3号庁舎

	園部支所	市役所本庁
2階	教育振興係 68-0014	教育長室、 教育総務課 68-0055、 学校教育課 68-0056、 社会教育課 68-0057
1階		議場、正副議長室、協議会室、 委員会室、議員控室、議会事務局(監査委員会事務局) 68-0059

